

檜作裁判不当判決糾弾!

5月29日、名古屋高等裁判所は、紀伊長島地区分会檜作分会長への嚴重注意処分及び一方的な否認・不参扱い、賃金・



ボーナスカットは認められないとする訴えを、名古屋地方裁判所の一審判決に引き続き「棄却」した。

この間、不慮の事態で出勤遅延した際、日勤に指定するなどし、不参扱いは一切行っていなかったのである。ボーナスカットなども、考えられないことである。会社の狙いは、明らかに檜作さんをターゲットにした組織破壊攻撃である。裁判所が一方的に会社の主張だけを取り入れた結論ありきの判決は、民主主義を否定するものである。

私たちは異常な会社の姿勢と不当判決を絶対に許さず、職場からさらに闘っていく。

異常な会社姿勢を許さず職場から闘おう!